

# 三田市人権施策基本方針 改訂（案）

（答 申）

第 6 期三田市人権のまちづくり推進委員会

# 目 次

## 第1章 人権施策基本方針のめざすもの

1. 人権施策基本方針の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1  
    ～人権文化のまち三田をめざして～
2. 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 人権確立をめざして始まった同和行政
  - (2) 人権施策基本方針の改訂

## 第2章 主な人権課題の現状と方向性

1. 部落差別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 外国人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
4. 障害のある人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
5. 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
6. 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
7. 性的マイノリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
8. 犯罪被害者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
9. その他の人権課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第3章 人権尊重のまちづくりの推進

- 施策推進体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1. 推進体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  2. 人権相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
  3. 人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  4. ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進・・・・・・・・ 25

### <資料>

- ・人権関係年表（世界・国・県の動向）・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ・三田市附属機関の設置に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・三田市人権のまちづくり推進委員会規則・・・・・・・・・・・・・・ 30
- ・第6期三田市人権のまちづくり推進委員名簿・・・・・・・・・・・・ 31
- ・人権施策基本方針（改訂版）策定経過・・・・・・・・・・・・・・ 32

# 第1章 人権施策基本方針のめざすもの

## 1. 人権施策基本方針の理念

～人権文化のまち三田をめざして～

人権とは、すべての人が人間の尊厳に基づいて持つ固有の権利であり、日本国憲法により「基本的人権」として、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営み、豊かな自己実現を図るために、侵すことのできない永久の権利として保障され、道徳的・倫理的な正しさ、正当性を持っています。また人権は、日本における長い歴史の中で、差別に立ち向かい、自由・平等の社会を求める多くの人々の、不断の努力によって、獲得されてきたものであるといえます。

三田市では、すべての市民が人と人との豊かなつながりの中で、日々安心して暮らすことができ、誰もが幸せを実感できる市民社会の根幹は「人権」であるとの基本理念に立ち、平成24年度（2012年度）からの10年間の総合指針である第4次三田市総合計画の中で、「人権尊重のまちづくり」をまちづくりの基本と位置づけました。

「人権施策基本方針」は、この三田市総合計画の理念を具現化するために策定し、個別の基本計画等の上位に位置づけます。

部落差別解消に向け、同和・人権教育の施策等これまでの取り組みで培ってきた経験や成果、さらには、分野別施策の検証により、重点施策の取り組みの強化と再編を行い、その具体的な推進方策を明らかにし、「人権尊重」を市のすべての施策に位置づけ、市民と協働して、人権施策の総合的・横断的な推進に積極的に取り組みます。

そして、部落問題を人権問題の重要な柱として、あらゆる差別を早期に解消し、お互いの人権が尊重され、誰もが幸せを感じる人権文化のまちを創造していくことをめざします。

# “ひと・まち・自然が輝く三田”

## ＜三田まちづくり憲章＞

私たちは、すべての市民が誇りを持って、人と自然が輝くまち・三田を共につくるために、この憲章を定めます。

私たちは、

- 一、命を大切にし、互いに助け合う、心ふれあうまちをつくります。
- 一、誰もが元気で笑顔があふれる、希望に満ちたまちをつくります。
- 一、美しい風景を守り、自然と共に育つまちをつくります。
- 一、伝統を尊重するとともに、新しい市民文化のまちをつくります。
- 一、里の恵みを大切にし、未来につなぐ活力あるまちをつくります。

心のふれあう田園文化都市  
～成長から成熟するまち 三田へ～  
**第4次三田市総合計画**

『人権尊重のまちづくり』

具現化

## 人権施策基本方針

個別基本計画・基本方針等

## 2. 策定の背景

### (1) 人権確立をめざして始まった同和行政

三田市において、人権確立へ向けた取り組みが本格化したのは、昭和 47 年（1972 年）に発生した婚約破棄結婚差別事件がきっかけです。この事件により、三田市内に部落差別の現実が厳しく存在し、その社会背景から差別を温存・助長する土壌が根強く生きていること、その差別意識が、被差別地区の生活実態（実態的差別）を背景にしていることなどが明らかになりました。

同和対策審議会「答申」の精神をふまえ始まった同和対策事業では、生活環境整備をはじめ就労・就業の安定対策などを実施し、環境面での格差は大きく改善され、実態的差別が新たな心理的差別を生むという状況を、ほぼ解消してきました。

一方、心理的差別の解消をめざし、学校教育・家庭教育・社会教育の緊密な連携のもと、同和教育の取り組みが本格化しました。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤に置いた学校づくりを推進し、あらゆる差別を排し、豊かな人間関係を築く子どもの育成をめざしてきました。

また、社会教育においては、市内各組織により構成されている三田市同和教育研究協議会（現：三田市人権を<sup>さんだしじんけん</sup>考える<sup>かんが</sup>会<sup>かい</sup>）を中心に、各組織・団体・地域において、同和問題と自己とのかかわりを問う中で、部落差別をはじめあらゆる差別を排し、よりよい生き方を創造していく自主的な研修活動が展開されてきました。

このような、全市を挙げての粘り強い取り組みの結果、市民一人一人の人権意識は高揚し、「部落差別はいけない」「部落差別はまちがっている」という一定の共通認識が広く定着するとともに、さらに同和教育の取り組みは、社会に存在する様々な人権問題への気づきを促し、女性、外国人、障害のある人等に対する人権課題を明らかにしてきました。

このように、部落差別の解消をめざして始まった同和行政の取り組みは、すべての市民の人権確立をめざす取り組みへと発展してきました。

### (2) 人権施策基本方針の改訂

平成 15 年（2003 年）に策定した「三田市人権施策基本方針」に基づき、様々な人権課題を解決するための確かな取り組みを市民とともに推進してきました。

しかしながら、策定から 10 余年が経過しており、その間、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」など人権に関わる法制度が順次整備されてきています。

また、私たちの人権を取り巻く課題は、部落問題、女性、外国人、障害のある人、高

齢者、子どもに対する人権問題に加え、性的マイノリティの人たち（SOGI）や犯罪被害者などへの人権問題など多様化しています。特に、情報化の進展に伴い、インターネット上での誹謗中傷・差別書込みなど「顔の見えない差別事件」や、「ヘイトスピーチ」と呼ばれる排他的街宣活動など悪質な差別事件も横行しています。

このような背景と第4次三田市総合計画及び各個別計画に基づいた取り組み状況の実態に即した内容に合わせて基本方針の一部を見直すことにしました。

【参考～三田市人権関係年表】

昭和 47 年（1972 年）	「三田市同和学習基本計画」策定
昭和 48 年（1973 年）	市職員採用における「国籍条項」撤廃
昭和 48 年（1973 年）	三輪小「養護学級」開設
昭和 49 年（1974 年）	「戸籍の公開制限」実施
昭和 55 年（1980 年）	「三田市同和学習指導書」作成
昭和 60 年（1985 年）	「三田市同和教育推進の基本方策」策定
平成 8 年（1996 年）	「三田市在住外国人教育基本方針」策定 「三田市障害者福祉基本計画」策定 「女性センターさんだ」（現：人権・男女共同参画プラザ）開設
平成 11 年（1999 年）	「三田市児童育成計画」策定
平成 12 年（2000 年）	「三田市高齢者保健福祉計画」策定 「三田市介護保険事業計画」策定
平成 13 年（2001 年）	「三田市男女共同参画計画」策定
平成 15 年（2003 年）	「三田市人権施策基本方針」策定
平成 16 年（2004 年）	「三田市人権のまちづくり推進本部」設置
平成 17 年（2005 年）	「三田市人権のまちづくり推進委員会」設置
平成 21 年（2009 年）	「三田市多文化共生推進基本方針」策定
平成 23 年（2011 年）	「人権に関する総合相談窓口」を設置
平成 24 年（2012 年）	「本人通知制度」導入
平成 26 年（2014 年）	「三田市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成 27 年（2015 年）	「ひまわり特別支援学校開校」
平成 29 年（2017 年）	「三田市犯罪被害者等支援条例」施行 「三田市みんなの手話言語条例」施行
平成 30 年（2018 年）	「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」施行

## 第2章 主な人権課題の現状と方向性

### 1. 部落差別

#### (1) 現状と課題

部落差別とは、「日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別であり、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」です。

厳しい部落差別の実態の中で取り組まれた各地の部落解放運動から、全国へと広がった「教科書無償配布制度」や、就職の際の「統一応募用紙」、そして「戸籍の公開制限」などとともに、学校・地域における同和教育・研修の推進により、すべての人々の人権を守る「人権文化」を根づかせてきました。

三田市においても、昭和47年（1972年）の婚約破棄結婚差別事件をきっかけに、これまでの行政・教育が根底からの見直しを迫られました。

同和対策事業としての環境改善事業では、生活環境、社会福祉施設、住宅などを整備し、就業・就労の安定対策等も実施してきました。その結果、環境面での格差は大きく改善され、実態的差別が新たな差別を生むという状況はほぼ解決されたといえます。

しかしながら、部落差別に関する差別意識は解消に向かって前進しているものの、全国的に結婚問題を中心とした差別事象、不動産売買や転居などの際に同和地区を避けるという忌避意識が一部にあります。また、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した差別書込みや特定の地区を部落問題に関連した地区とする情報を流すなど、顔の見えない悪質な差別事件も横行し現在の大きな課題となっています。

教育・啓発では、三田市においては、「三田市人権教育・人権啓発推進の基本方針」を基に、学校教育・社会教育において部落差別を解消するため、三田市同和教育研究協議会（現：三田市人権を<sup>さんだしじんけん</sup>考える<sup>かんが</sup>会<sup>かい</sup>）と学校・行政・地域が一体となって人権尊重の精神を基盤においた教育活動に取り組んできました。しかし、「自分とは関係ない」とか「差別は過去の話」という「他人事意識」や「寝た子をおこすな

論」の風潮もあり、今後ますますの教育・啓発が必要です。また、差別の不当性に気づき、差別に負けない力をつけるために解放学級での取り組みも進めています。

## (2) 今後の方向性

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、同和問題の解決を三田市の重要課題として位置づけ、差別の現実がある限りその解決への取り組みを進めるといふ基本姿勢のもと、行政の主体性をもって差別解消への取り組みを進めていきます。

- 部落差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるとともに、人権侵害に対する相談については、法務局など関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。
- 長年にわたる同和教育・啓発の成果をふまえ、依然として残る部落差別の解消のため、部落問題を人権問題の重要な柱として位置づけ、必要な教育及び啓発に取り組みます。また、差別解消の主体者となる行政及び教職員等の研修を充実させ、資質を高めます。
- 国が法律に基づき実施する実態調査に協力するなど、部落差別の実態を把握し、地域の実情に応じた施策を講じていきます。とくに、現在の大きな課題であるインターネット上における差別の実態について把握していくとともに、差別書き込みの早期発見と拡散防止、教育・啓発に取り組みます。

### 三田市の基本計画等

- ・「部落差別撤廃宣言に関する決議」 三田市議会 平成5年（1993年）
- ・「三田市人権教育・人権啓発推進の基本方策」 平成17年（2005年）



## 2. 女性

### (1) 現状と課題

女性の人権問題には、今なお社会全体に残る男女差別、配偶者・パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）などがあげられます。また、男女共同参画社会の実現を妨げている要因の主なものとして、長い時間をかけて形づくられてきた「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や、就労上の男女格差、男性中心の政策決定などがあげられます。そのため、依然として賃金、雇用形態などに男女間の格差が残り、女性の就労や生き方の自己決定を阻んでいます。

国においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」「男女雇用機会均等法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「女性活躍推進法」など法律の整備が進められてきています。

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等）の問題が発生する背景には、男女の不均衡な関係や、差別意識、暴力を容認する考え方等社会構造的な問題があります。女性を対等なパートナーとして尊重する意識の醸成、暴力を生まないためのデートDVなどの予防教育が必要です。

被害者一人一人の気持ちに寄り添った相談体制の充実が必要であり、三田市においても、平成27年4月に「三田市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、関係機関と連携を図りながら相談・支援をしています。

## (2) 今後の方向性

「男女共同参画社会基本法」の理念や第5次男女共同参画計画に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会、つまり「男女（だれも）がともに認め合い輝けるまち」の実現をめざします。

- 男女平等・男女共同参画意識浸透のため、幅広い対象者に向けて、多様な方法により効果的な広報・啓発活動を推進します。
- 性別に関わらず、経済的自立は男女共同参画社会を支える基本であり、自己実現できるための自立、職業意識を育む教育・学習を推進します。
- 女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、セクシャル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等）から守るため、関係機関等と連携を図り、相談支援体制の充実を図ります。
- あらゆる分野における女性の活躍をめざし、男女がともに働き続けるための子育てや介護支援を充実させるとともに、地域活動・市民活動、地域防災における男女共同参画を促進します。
- 健康で安心して暮らせる社会の実現をめざし、妊娠・出産等に関する健康支援を進めるとともに、高齢、障害、外国人等、生活の困難に直面する女性等への支援を促進します。

### 個別計画等

- ・第5次男女共同参画計画 平成30年（2018年）

### 3. 外国人

#### (1) 現状と課題

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱いや、アパート・マンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、「ヘイトスピーチ」と呼ばれる特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が街頭やインターネット上において横行しています。

多くの外国人が日本社会の構成員として生活する中で、自分らしく地域で生活していくためには、ともに生活する人同士が人種・民族・国籍などの多様性を受け入れ共生していくことが重要となっています。

平成6年（1994年）に発生した在日韓国人高校生に対する民族差別事件をきっかけに、三田市内外から人権を守る声が高まり、外国人市民と日本人市民が共生できる教育が推進されました。

学校においては、ことばの問題によるコミュニケーション不足・学習理解の困難、自分の民族的同一性（アイデンティティ）の確立が不十分であることなど、様々な理由から支援が必要な韓国・朝鮮、中国など外国にルーツをもつ子どもたちがいます。子どもたちが“自分がかげがえのない存在であること”を感じながら生き生きとした学校生活を過ごすためには、自分の民族的同一性を確立する教育と、韓国・朝鮮、中国など外国にルーツをもつ子どもに対する理解を促す教育及び状況に応じた支援を一層推進することが必要となっています。

異文化や多様な価値観を認め合う心を育て、違いは豊かさであるとの認識のもと、市民一人一人の差別解消に向けた課題認識に努めていく必要があります。

## (2) 今後の方向性

「三田市在住外国人教育基本方針」や「三田市多文化共生推進基本方針」「三田市教育振興基本計画」に基づき、民族的・文化的な独自性への理解を深めます。また、平成30年（2018年）12月に出入国管理法が改正され、多くの外国人労働者の入国が見込まれることから、外国人市民を対等な社会の構成員として、社会的・経済的な諸権利の向上を図るとともに、外国人市民と日本人市民とが互いの価値観を認め合い、相互に文化的影響を受けながら地域で安全に安心して暮らすことができる「多文化の共生する社会」の実現に向けた取り組みを進めていきます。

- 外国人市民が安心して暮らせるまちづくりをめざし、保健福祉、医療、地域防災といった生活に必要な情報について多言語による情報提供を進めていくとともに、各種団体等と連携して、多言語による情報理解の支援を通じた相談体制の充実を図ります。
- 国際交流やまちづくりへの参画促進等の取り組みを進め、様々な国の文化に対する相互理解を深めていくことにより、外国人への差別や偏見の解消を図り、民族名を名乗ることのできる環境づくりに努めます。
- 日本語学習を支援するボランティアの育成及び学習機会を充実させるとともに、異文化や多様な価値観の理解を深める交流・学習活動を進めます。
- 外国人児童生徒や帰国児童生徒等の自己実現を支援する教育の充実を図るとともに、外国人語学指導員の配置により、帰国・外国人児童生徒への母語による学習支援や日本語習得を支援していきます。

### 個別計画等

- ・「三田市在住外国人教育基本方針」三田市教育委員会 平成8年（1996年）
- ・三田市多文化共生推進基本方針 平成21年（2009年）

## 4. 障害のある人

### (1) 現状と課題

人は誰でも、日常生活や社会生活において障害のある人になる可能性があります。ところが、障害に対しては、特に他人事意識が強く、自分の問題としてとらえていない人が多いのが現状です。障害のある人を「かわいそうな存在」「してあげる存在」として見る意識や偏見、差別意識が見受けられます。また、これまで障害を身体障害、知的障害、精神障害の3つの枠組でとらえてきましたが、最近では、発達障害や様々な難病なども新たに加えられ、障害種別が多様化してきています。特に精神障害や発達障害では、外見ではわかりにくいため、正しい理解が進まず、当事者を困らせていることにもつながっています。さらに、障害があるという理由による結婚差別・子どもを生むことへの反対や、進学・就職における不利益な取り扱い、出生前診断によるいのちの選択等、表面化しない差別の実態があり「障害のある人を排除する」ことも懸念されます。

国連では、「障害」は社会が作り出しているという考え方「障害者とは社会にある障害と向き合っている人たち」（社会モデル）を反映させた「障害者権利条約」を採択し、各国における障害のある人の基本的人権の保護や固有の尊厳の尊重、福祉の充実を提唱してきました。国においても、「障害者権利条約」を批准し、社会モデルの考え方を取り入れた「改正障害者基本法」や、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など法律の整備が進められています。

三田市において、平成30年（2018年）に障害のある人に対する虐待事案が判明しました。事案の原因を早期究明するために設置した障害者虐待に係る対応検証委員会からは、当事者（障害のある人）本人の権利擁護・支援を最優先に取り組む視点の欠如や地域社会の無理解など多くの課題が指摘されました。

また、委員会からの提言を具体的施策とするため、障害者共生協議会を設置し、「誰がどのようにして取り組むことができるのか」「地域社会における交流の活性化」などを中心に、障害のある人の権利擁護と意識啓発のあり方について協議を進めました。

さらに、検証報告書の提言を踏まえ、十分な支援や情報を得ることができていな

いと思われる方を訪問し、現認時のヘルプサインを的確に関係機関で共有を図っていき、障害のある人の困りごとの解決を図ります。

障害のある人の人権問題は、障害のある人の日常生活のしづらさの責任を障害のある人個人に求める考え方（医学モデル）に起因しています。社会全体が障害を正しく理解し必要な配慮を行えば、障害のある人にとって日常生活のしづらさは解消され、その結果、障害のある人は障害のある人でなくなり、究極的には障害のある人の人権問題は存在しなくなると考えられます。（社会モデル）このため、社会を構成する私たち一人一人が障害のある人の人権問題と向き合い、ノーマライゼーションの理念を基盤とした真の共生社会を実現していくことが必要です。

## （2）今後の方向性

「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」や「三田市みんなの手話言語条例」「三田市障害者福祉基本計画」「三田市教育振興基本計画」に基づき、すべての人が障害の問題を他人事ではなく自分のこととしてとらえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが地域の一員として住みやすく、互いの人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざします。

- 障害のある人に対する差別の解消と虐待を防止するため、障害についての正しい知識を普及させるとともに、合理的配慮の浸透を図ります。
- 障害のある人が地域で安心して暮らし、自立した生活ができるよう、生活支援や就労支援などの相談支援体制を充実させるとともに、権利や財産などの権利擁護を推進します。
- 障害のある人と交流する機会を通じ、互いに理解を深めながら差別や偏見を取り除き、障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、様々な活動に主体的に参加しやすくなるよう、支え合い助け合える地域社会づくりを進めます。
- 持てる力を最大限に伸長させる個別に応じた教育を行うとともに、障害の有無にかかわらず、お互いに認め合い、支え合い、高め合う、共に生きる教育を推進します。

### 個別計画等

- ・第5次三田市障害者福祉基本計画 平成30年（2018年）

## 5. 高齢者

### (1) 現状と課題

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行し、国民の4人に1人以上が高齢者となっています。高齢者人口が増加していく中、就職差別のほか、介護者による身体的・心理的虐待、財産権の侵害などが高齢者の人権問題として深刻な社会問題となっています。

国においては、高齢者の虐待の防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」など法律の整備が進められてきています。

高齢者を取り巻くまわりの意識の問題があります。高齢者に対して能力主義的な考えから、うとましく思ったり、認知症に対する偏見、また「時代遅れ」として排除したりするなど、高齢者を「厄介な存在」であるかのようにとらえる実態もあります。このような意識が、高齢者の自由な意思表示や生き方を阻み、介護が必要になった高齢者が、家族、コミュニティから疎外されるなどの、深刻な高齢者の人権侵害につながっています。また、介護者の心身の疲れが要因となり、虐待が起きていることも大きな課題となっています。

三田市においても、「いきいき安心プラン 21（三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」や、「健康さんだ21計画」を策定し、高齢者が生きがいを持ちはつらつと活躍できるまちづくりに向けて取り組んでいます。また、権利擁護・成年後見支援センターでは、高齢者の権利擁護について取り組みを進めるとともに、虐待についても、地域包括支援センター・高齢者支援センター等関係機関と連携し早期発見・早期対応できるよう取り組んでいます。

## (2) 今後の方向性

「三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「第2次健康さんだ21計画」に基づき、高齢者が地域社会の中で、可能な限り一人一人が自立して、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、交流を促進し、高齢期に対する理解を深めるとともに、自助・共助・公助の連携により支援する仕組みづくりを進め、自己実現を尊重する社会をめざします。

- 高齢者への虐待相談窓口機能を充実させていくとともに、教育・啓発を推進し、発生予防、早期発見・対応につなげていきます。また、介護者のための相談機能と介護者への支援を充実させるなど介護者の心身の健康支援の取り組みを進めていきます。
- 詐欺による被害、財産侵害など高齢者の権利擁護に関わる相談・支援を進めていくとともに、成年後見制度の周知・啓発を行い、利用の促進を図っていきます。
- 高齢者の人権について、市民の認識と理解を深めるとともに、認知症に対する正しい知識の普及を図っていきます。
- 高齢者が生きがいを持ち、はつらつと活躍できるまちをめざし、地域における日常的な多世代交流を促進し、高齢期に対する理解を深めるとともに、長年の経験と知識、能力を生かした就労促進や、ボランティア活動、地域の支え合い活動など高齢者の社会参加を進めていきます。
- 高齢者がいきいきと暮らせるまちをめざし、健康づくりを推進していくとともに、保健・福祉・医療の各種サービスの総合的推進を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めていきます。

### 個別計画等

- ・第7期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 平成30年(2018年)
- ・第2次健康さんだ21計画中間評価・見直し 平成30年(2018年)



## 6. 子ども

### (1) 現状と課題

子どもは、豊かな個性と限りない可能性をもって生まれ、一つの人格を持つ個人として尊ばれる存在であるにもかかわらず、子どもの独立した人格を否定し、対等な人間であるというあたりまえの意識が歪められています。また、子どもを取り巻く人権状況は、いじめや体罰、保護者等から受ける身体的虐待・ネグレクト（保護の怠慢・養育の放棄）・心理的虐待、貧困問題、さらには、児童売買春や性的虐待、インターネット上での児童ポルノの氾濫など、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取が世界的に深刻な問題になるなど厳しいものがあります。

国においては、国連で採択された「子どもの権利条約」に批准し、「児童買春・児童ポルノ禁止法」「児童虐待防止法」「出会い系サイト規制法」「青少年インターネット環境整備法」「子ども・若者育成支援推進法」「子ども・子育て支援法」「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」など法律の整備が進められてきています。

三田市においても、児童虐待や、不登校、いじめ、非行など青少年期の様々な相談が増えています。これらの課題に、「要保護児童対策地域協議会」「三田市いじめ問題対策連絡協議会」「三田市青少年問題協議会」など学校・家庭・地域・関係機関が情報を共有し、連携した取り組みを進めていく必要があります。

## (2) 今後の方向性

「三田市子ども・子育て支援事業計画」「三田市教育振興基本計画」「三田市いじめ防止基本方針」に基づき、すべての子どもが、かけがえのないいのちのある一人の人間として認められ、その能力を最大限に発揮させながら、人間性豊かに育つ権利が保障される社会をめざします。

- 「子どもの権利条約」が示す基本的な権利（「一人の人格を持つ存在として認められる権利」など）について、正しく理解できるよう教育・啓発を推進します。
- すべての市民に対して、児童虐待防止の意識醸成を推進し、児童虐待を見逃さない社会の実現を進めていきます。また、各関係機関、とりわけ保育所、学校・園、児童相談所が連携し、児童虐待の早期発見・早期支援ができる体制の充実を図っていきます。
- いじめや暴力行為等の問題行動、不登校等への対応として、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服する適切な指導や支援を学校・家庭・地域・関係機関と連携して取り組みます。
- 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、青少年が安心して健全に育つ環境づくりを進めていきます。
- 再び経済的困窮家庭を形成する「貧困の連鎖」を断ち切り子育てを支援するために学校・家庭・地域・関係機関と連携した取り組みを行っていきます。

### 個別計画等

- ・三田市子ども・子育て支援事業計画 平成27年（2015年）
- ・三田市いじめ防止基本方針改定 平成30年（2018年）

## 7. 性的マイノリティの人権

### (1) 現状と課題

からだの性がこころの性に一致しないなど性自認に悩む少数派の人々は、違和感に悩みながら、周囲の無理解などから、生きづらさや孤立感を深めるなど社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

同性愛者など性的指向に関する少数派の人々は、根強い偏見や無理解により、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、不適切な取り扱いを受けたり社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

国においては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たせば戸籍上の性別変更が可能となりました。また、自治体においても、条例や要綱による独自の「パートナーシップ証明」の発行や、相談窓口の設置など当事者への支援策や、市民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発の動きも広がってきています。

三田市においては、正しい知識の普及・啓発や当事者の人たちへの支援を行うため、10月を「性的マイノリティ支援強調月間」に設定し、研修会、広報、街頭啓発などを通して正しい知識の啓発に努めています。さらに、特設電話相談を設置するなど当事者やその周囲の人たちに寄り添う支援を進めています。

社会の無理解により、性的マイノリティの人たち（SOGI）は、社会生活の様々な場面で、葛藤を抱えながら、周囲との違和感や孤立感を深めていますので、市民の理解を促進するため、家庭や学校、職場や地域社会等において地道で着実な取り組みが必要です。

## (2) 今後の方向性

「誰もが自分らしく暮らせる社会」の実現には、市民一人一人が性別にとらわれずその人自身を尊重し認め合うことが大切です。そのために、正しい知識を身につけ、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、ありのままの自分を認め、認めあえる社会を実現する取り組みを進めていきます。

- 性的マイノリティに関する研修会などの学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、職場や地域社会などにおける理解の浸透を図るため、性の多様性を尊重するまちづくりに向けた取り組みを進めていきます。
- 性的マイノリティの人たち（SOGI）の不安や悩みを解消するため、当事者に寄り添った相談体制の充実やコミュニティづくりなどの取り組みを進めていきます。
- 多目的トイレの表示や公文書等の性別表記の見直しなど性的マイノリティの人たち（SOGI）に寄り添った環境整備の取り組みを進めていきます。

### 個別計画等

- ・第5次男女共同参画計画 平成30年（2018年）

---

#### 注釈 SOGI

SOGI とは、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字をとった総称です。

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、アセクシャルなどを指します。

「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、トランスジェンダー、クエスチョニングなどを指します。

## 8. 犯罪被害者等

### (1) 現状と課題

誰もが犯罪の被害に巻き込まれる可能性があります。ひとたび犯罪に遭遇すると被害を負わされたり、家族の命を奪われるといった直接的被害や、心身の不調によって日常生活に大きな支障をきたすこともあります。また、無責任なうわさ話や、報道による精神的苦痛、医療費の負担や収入の途絶による生活の困窮、自宅が事件現場となったり、加害者から逃れることによる転居、刑事手続きや裁判による時間的な負担から雇用関係の維持に支障をきたすなど犯罪被害にあわれた方やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、様々な問題に直面しています。

国においては、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、全国各地では、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性等について、啓発活動が展開されています。

三田市においては、「三田市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が地域で温かく支えられ、再び安心して生活を営むことができるよう取り組んでいます。

制度面の改善が進む一方、犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い討ちをかけるように興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされるなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者等の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## (2) 今後の方向性

犯罪被害者等が再び平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、警察署や民間支援団体等と連携し、総合的な支援を行います。

- 犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、啓発活動に取り組みます。
- 相談窓口を設置し、情報提供や関係機関との連携を図り、日常生活の支援に取り組みます。
- 行政及び教職員等、人権に関わりの深い人々（市職員、教職員等）の研修を充実させ、二次被害防止の主体者としての資質を高めます。

### 三田市の基本計画等

- ・三田市犯罪被害者等支援条例 平成29年（2017年）

---

#### 注釈 犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められています。

国・地方公共団体が講ずべき基本的施策としては、「相談及び情報の提供」「損害賠償の請求についての援助」「給付金の支給に係る制度の充実等」「保健医療サービス・福祉サービスの提供」「犯罪被害者等の二次被害防止・安全確保」「居住・雇用の安定」「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備」といった項目が掲げられており、これらを犯罪被害者等の視点に立って実現することによって、その権利や利益の保護を図ることとしています。

## 9. その他の人権課題

国の人権教育・啓発に関する基本計画では、①女性、②子ども、③高齢者、④障害のある人、⑤部落問題、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧HIV 感染者・ハンセン病患者等、⑨刑を終えて出所した人、⑩犯罪被害者等、⑪インターネットによる人権侵害、⑫北朝鮮によって拉致された被害者等の人権課題の12項目を明示的に掲げ、さらにその他の様々な人権課題についても、これら人権課題の解決に資する施策を実施するとしています。

三田市においても、人と人がつながり、支えあいお互いが人権を尊重しあうまちをつくるため、社会教育や学校教育を通して、人権に関わるあらゆる課題について取り組みます。

### 【インターネットによる人権侵害】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みがされたり、差別を助長する表現が掲載されたり、いわゆるリベンジポルノとされる画像の流出・拡散が問題となるなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい認識を深めていく必要があります。

### 【HIV 感染者・ハンセン病患者等】

エイズウイルス(HIV)やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者・回復者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

HIV やハンセン病等の感染症の患者・回復者等が偏見や差別で苦しむことがないよう、感染症に対する正しい認識と理解を深めていく必要があります。

### 【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として、社会復帰し円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解を深めていく必要があります。

### 【北朝鮮によって拉致された被害者等】

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年（2006 年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていく必要があります。

### 【アイヌの人々】

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事や、多くの口承文学（ユークラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

平成 19 年（2007 年）の国連における「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、平成 20 年（2008 年）の国における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の主旨を踏まえ、アイヌの人々に対する理解と認識を深めていく必要があります。

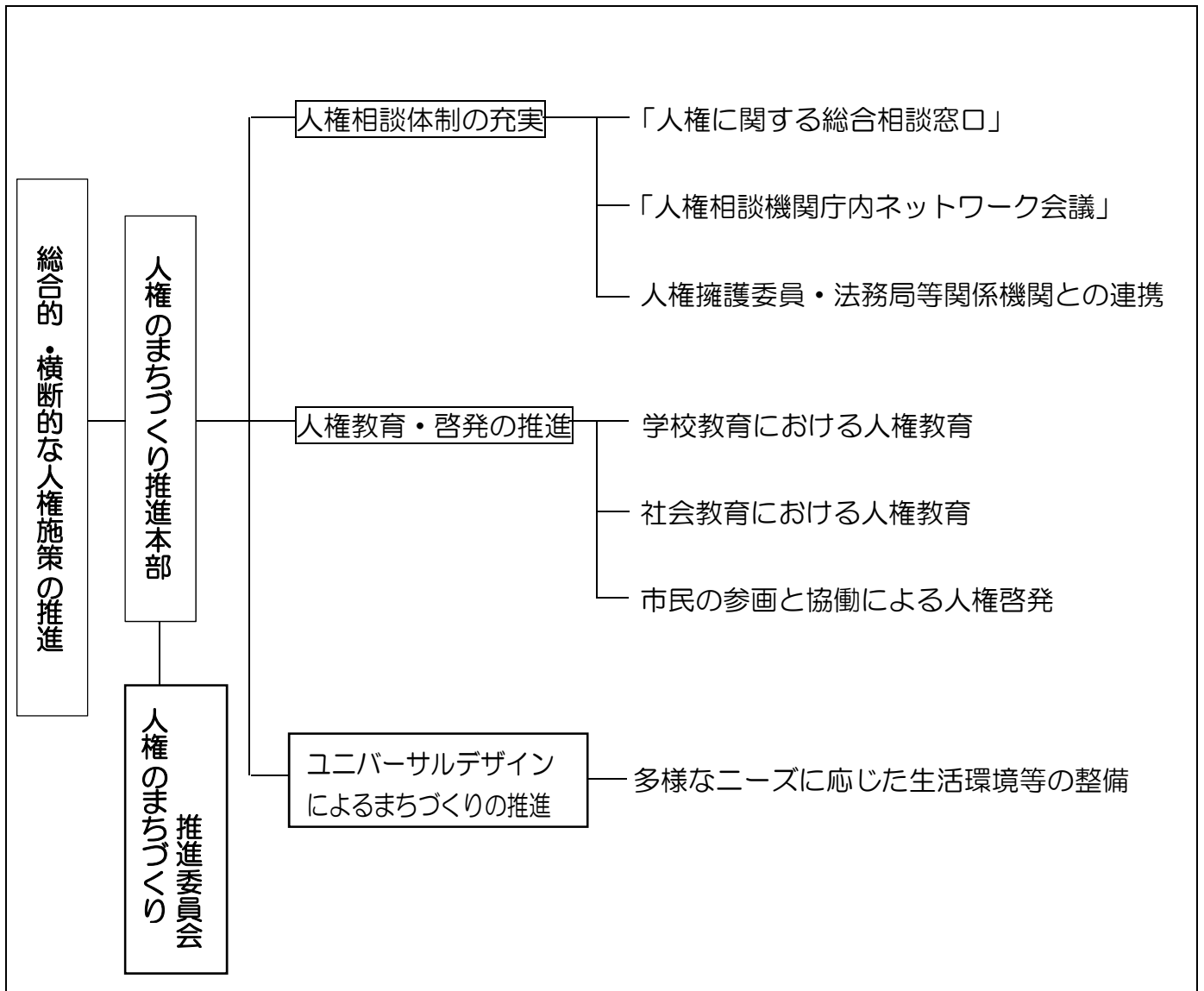


### 第3章 人権尊重のまちづくりの推進

「人権尊重のまちづくり」を三田市のまちづくりの基本と位置づけ、子ども・高齢者・障害者・性的マイノリティなどすべての市民一人一人が大切にされ、人と人が共に支えあい、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現に向け、市民と協働して「人権尊重と共生社会づくり」を推進します。

また、人権に関わる各分野の施策を中心として、三田市において総合的・横断的に人権施策を推進するにあたり、「人権相談体制の充実」「人権教育・啓発の推進」「ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進」を柱とし、それらの緊密な連携・調整のもと、一人一人の人権が尊重される社会の創造をめざします。

【施策推進体系図】



## 1. 推進体制の充実

行政による「人権のまちづくり推進本部」と市民との協働である「人権のまちづくり推進委員会」が両輪として機能することで、人権施策の推進にあたります。

### (1)「人権のまちづくり推進本部」

人権施策を総合的・横断的に推進するために、市長を本部長とする「人権のまちづくり推進本部」において、全庁的な推進体制づくりに取り組みます。

また、人権課題に対する支援検討委員会を必要に応じて設置します。

### (2)「人権のまちづくり推進委員会」

人権施策に関する事項について審議を行うため、「三田市人権のまちづくり推進委員会」において、広範な市民の参画を図りながら市民と行政との連携を深めます。

なお、「(仮称)人権に関する条例」等についても引き続き検討課題としていきます。

## 2. 人権相談体制の充実

市役所などの窓口で相談すれば良いかわからない場合には、人権に関する総合相談窓口が中心となり、関係機関との連携を図り、相談者を関係部署へつなぎます。また、地域や関係団体における啓発活動を円滑に進めたり、人権啓発の企画・運営について協力や支援を行う人権センター機能を充実します。

### (1)「人権に関する総合相談窓口」

市民が日常生活の中で直面する様々な人権問題については、課題に応じた相談窓口が設置されています。しかし、人権相談については、相談内容が複雑多岐にわたり複数の要素を含むものもあり、インターネットの書き込みや性的マイノリティの人たち(SOGI)の悩みなど、人権にかかる全ての相談が受けられるよう「人権に関する総合相談窓口」体制の充実に努めます。

### (2)「人権相談機関庁内ネットワーク会議」

人権相談機関庁内ネットワーク会議を活用し、三田市の人権状況についての的確に把握したり、人権に関する相談者に対しての支援を検討します。また、人権に関する相談状況及び人権侵害状況に関する情報共有及び相談者に対する各相談窓口の連携を図ります。

### (3)人権擁護委員・法務局等関係機関との連携

人権侵害に対する相談については、人権擁護委員や法務局など関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。

### 3. 人権教育・啓発の推進

教育・啓発を通じて、一人一人が基本的人権の理念に対する理解を深め、差別問題と自己との関わりを自覚することから、人間としてのよりよい生き方を身につけ、人権のまちづくりの主体者になることをめざします。

そのために、さまざまな人権問題固有の課題に関する理解を深め、個々の課題の関連性を人権という普遍的な視点でとらえます。そして、自他の命と人権を尊重することが一人一人の生き方において「生きてはたらく力」となります。さらに、人間関係において具体的な態度や行動としてあらわれ、市民の生活文化として根づくことを目標として、「具体性」と「実感」をともなった人権教育・人権啓発を推進します。

#### (1) 学校教育における人権教育

人権教育の推進体制を確立し、子どもの心のあり様や、生活や地域の実態を的確に把握することから教育課題を明らかにするとともに、その解決へ向けてすべての教育活動における具体的実践に取り組みます。

その推進にあたっては、教職員一人一人が使命感をもって、研修に励むとともに、自らの生き方の課題として確かな人権意識を高め、人権尊重を基盤とした教育活動を展開します。

#### (2) 社会教育における人権教育

人権尊重社会の実現に向けた家庭及び地域社会の責務を自覚し、学校との緊密な連携により、人と人の豊かなつながりを育む人権教育を進めます。

その推進にあたっては、各組織・団体、事業所等における推進体制の整備とともに、主体的・自主的な学習の活性化を図るため、学習支援体制の充実と、リーダーの育成・活動の場の充実に努めます。そして、差別の実態に学ぶことを原点としながら、一人一人の生き方に深く関わって、具体的な生活場面での気づきや変容につないでいきます。

#### (3) 市民の参画と協働による人権啓発

人権啓発の推進にあたっては、具体的で事実に基づくとともに、社会状況の変化や意識の多様化等を敏感に感じ取りながら、ニーズに的確に対応した市民の心に届く内容の充実を図ります。

また、市民の参画と協働による人権啓発を展開することで、一人一人が人権尊重と共生社会づくりへ向けた当事者意識と、その主体者となる意欲を高めていきます。

### 4. ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

すべての人々が安心して快適に生活できるまちづくりのため、個の尊厳とノーマライゼーションの理念に基づく「共に生きる社会」の実現をめざし、交通・生活環境面等のバリアフリー化、多様なニーズに応じたユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

## 人権関係年表（世界・国・県の動向）

	国連等	国	兵庫県
1947（昭22）		「日本国憲法」施行	
1948（昭23）	「世界人権宣言」採択	人権擁護委員令施行	
1951（昭26）	「難民条約」採択	「児童憲章」宣言	
1964（昭39）			「民生部同和对策室」設置
1965（昭40）	「人種差別撤廃条約」採択	「同和对策審議会答申」	「同和对策事業推進連絡協議会」設置
1966（昭41）	「国際人権規約」採択		「同和对策基本要綱」制定 「同和教育基本方針」策定
1968（昭43）	「国際人権年」		
1969（昭44）		「同和对策事業特別措置法」施行	
1970（昭45）			「同和对策長期計画」策定
1975（昭50）	「国際婦人年」		
1976（昭51） ～1985（昭60）	「国連婦人の10年」		「県立同和研修センターのじぎく会館」開設
1979（昭54）	「女子差別撤廃条約」採択 「国際児童年」		
1981（昭56）	「国際障害者年」	「同和对策協議会意見具申」	
1982（昭57）		「地域改善対策特別措置法」施行	「兵庫県国際障害者年長期行動計画」策定
1983（昭58） ～1992（平4）	「国連障害者の10年」		
1985（昭60）			「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1986（昭61）		「地域改善対策協議会意見具申」 「男女雇用機会均等法」施行	
1987（昭62）		「地域改善対策特定事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律」施行	
1989（平元）	「児童の権利に関する条約」採択		
1990（平2）			「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 「すこやか長寿大作戦」策定
1991（平3）			「兵庫2001年計画」策定 「(財)兵庫県人権啓発協会」設立
1992（平4）			「福祉のまちづくり条例」制定 「県立女性センター」開設
1994（平6）			「地域国際化推進基本指針」策定
1995（平7） ～2004（平16）	「人権教育のための国連10年」		「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン」策定
1996（平8）		「地域改善対策協議会意見具申」	
1997（平9）		「人権擁護施策推進法」施行 「障害者基本法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	
1998（平10）		「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	「人権教育基本方針」策定 「“すこやかひょうご” 子ども未来プラン」策定

	国連等	国	兵庫県
1999 (平 11)	「国際高齢者年」	「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行 「人権擁護推進審議会答申」 (人権教育・啓発の在り方)	「高齢者・障害者権利擁護センター」開設
2000 (平 12)		「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「老人保健福祉計画(介護保険事業支援計画)」策定 「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定
2001 (平 13)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定 「男女共同参画計画」策定
2002 (平 14)		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効 「ホームレスの自律の支援等に関する特別措置法」施行	
2004 (平 16)		「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行	
2005 (平 17)	「人権教育のための世界計画」	「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行 「犯罪被害者等基本法」施行	「ユニバーサル社会づくり総合指針」制定
2006 (平 18)	「障害者の権利に関する条約」採択	「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」施行	
2008 (平 20)		「ハンセン病解決の促進に関する法律」成立	
2012 (平 24)		「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行	「少子高齢社会福祉ビジョン」策定
2013 (平 25)		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「いじめ防止対策推進法」施行	
2014 (平 26)			「いじめ防止基本方針」策定 「DV 防止・被害者保護計画」策定 「子ども・子育て未来プラン」策定
2015 (平 27)		「女性活躍推進法」施行	
2016 (平 28)		「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	「多文化共生社会推進指針」策定

### 【世界の動き】

多くの人の命を奪った過去の大戦の反省から「戦争は最大の人権侵害である」との認識のもと、昭和23年（1948年）国連において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、人権の尊重が人類共通の原則であることを、すべての人と国が守るべき基準として、世界各国に大きな影響を与えました。

その後、国連では「児童権利宣言」「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「障害者の権利に関する宣言」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」等を採用し、人権に係る様々な課題に対する取り組みを続けてきました。

しかし、まだまだ世界各地で人権が保障されていない状況が存在することから、平成7年（1995年）から10年間「人権教育のための国連10年」と定め、人権教育の幅広い推進を提言する決議を採用し「人権という普遍的文化（人権文化）」が、各国において構築されるよう提唱しました。

### 【国の動き】

日本国憲法で「基本的人権」の保障を明確にし、女性の参政権の実現や「労働基準法」「児童福祉法」を制定するなど、人権確立へ向け動き出しました。

同和对策審議会「答申」により、部落差別の存在を国として初めて認めるとともに、「この早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と解決の方向を明らかにしました。そして、「同和对策事業特別措置法」が制定され、部落差別解消へ向けた取り組みが始まり、その後、あらゆる人権問題に影響を与え、すべての人々の人権確立へ向けた取り組みへと、発展してきました。

平成12年（2000年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、「人権尊重社会を実現することは、国・地方公共団体及び国民の責務である」と明言しました。また、この法律に基づき、「人権教育のための国連10年」国内行動計画などがつくられ、「人権教育・啓発に関する基本計画」を定め、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進する一方、女性、子ども、高齢者、障害者などに対する虐待防止や、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消といった個別の人権課題に関する法整備を行い、人権尊重社会の実現に向けた取り組みを進めています。

### 【県の動き】

国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴い複雑・多様化する人権課題に対応した施策の推進に努めるとともに、県と市町が共同で設置している、兵庫県人権啓発協会を中心に、同和問題をはじめとする人権問題全般について、研修、啓発、研究事業等を全県的に展開しています。

また、「人権に関する県民意識調査」を5年毎に実施し、人権全般に関する基礎資料の収集と県民意識の動向把握に努めています。

さらに、県民一人一人が、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向け、各市町や関係団体とともに、県民や「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間のつどいを開催するなど様々な取り組みを「人権文化を進める県民運動」として展開しています。

## 三田市附属機関の設置に関する条例

平成 21 年 3 月 26 日

条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 条の 3 第 1 項に規定する附属機関について、法律又は他の条例に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
市長				
	三田市人権のまちづくり推進委員会	人権施策の推進に関する事項についての調査審議	15 人以内	2 年
(省略)				

(平 21 条例 26・平 22 条例 3・平 22 条例 28・平 23 条例 4・平 23 条例 16・平 24 条例 7・平 24 条例 38・平 24 条例 50・平 25 条例 5・平 25 条例 23・平 25 条例 30・一略一)

(委員構成)

第 2 条の 2 前条に規定する附属機関の委員は、当該附属機関の担当事務等を勘案して次に掲げる者のうちから執行機関が選任することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 市政参加条例第 11 条又は第 12 条に規定する者
- (3) 執行機関が必要と認める者

(平 26 条例 33・追加)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、前条の表に定めるとおりとする。ただし、特に定める場合を除き、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、他に条例で定めるものを除き、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

付則

一略一

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年条例第 3 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

一略一

## 三田市人権のまちづくり推進委員会規則

平成21年3月26日  
規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例(平成21年三田市条例第2号)第5条の規定に基づき三田市人権のまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(分科会)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に分科会を設けることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、人権推進担当課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。



## 第6期三田市人権のまちづくり推進委員会 名簿

区 分	選出団体等	名 前
学識	神戸親和女子大学	勝木 洋子
学識	関西学院大学 (H30.3月まで) 梅花女子大学 (H30.4月から)	五百住 満
同和	解放同盟三田市支部連絡協議会	今西 勝
男女	アundas・フリット	蝶名林 道代
外国人	三田市在住外国人保護者の会	梁 壽 龍
障害のある人	三田市身体障害者福祉協議会	八十川 一三
高齢者	三田市社会福祉協議会	大澤 洋一
子ども	三田市民生委員児童委員協議会	佐原 真澄
全般	三田市人権を考える会	迫田 千都世
全般	伊丹人権擁護委員協議会三田市支部	内田 順
全般	市内中学校校長会	谷本 正弘
		笹倉 尚光 (H30.4.19～)
全般	三田市企業人権を考える会	西寅 哲也
		中垣 雅裕 (H30.3.1～)
	市民公募	岡田 ひとみ
	市民公募	武内 邦栄
	市民公募	柏本 みのり

## 人権施策基本方針策定経過

### 人権のまちづくり推進本部

年	月	日	会議等	内容
29	7	10	三田市人権のまちづくり推進本部（1）	三田市人権施策基本方針の見直しについて
30	12	25	三田市人権のまちづくり推進本部（2）	三田市人権施策基本方針の見直しについて
30	12	28	三田市人権のまちづくり推進本部（3）	三田市人権施策基本方針の見直しについて

### 人権のまちづくり推進委員会

年	月	日	会議等	内容
29	7	24	三田市人権のまちづくり推進委員会（1）	・委員長・副委員長選任 ・諮問について ・第6期三田市人権のまちづくり推進委員会の役割について
29	10	13	三田市人権のまちづくり推進委員会（2）	分野別施策（同和問題、子ども）の見直しについて
29	12	20	三田市人権のまちづくり推進委員会（3）	分野別施策（女性、外国人）の見直しについて
30	2	19	三田市人権のまちづくり推進委員会（4）	分野別施策（障害のある人、高齢者）の見直しについて
30	4	19	三田市人権のまちづくり推進委員会（5）	分野別施策（性的マイノリティ、犯罪被害者）の見直しについて
30	12	17	三田市人権のまちづくり推進委員会（6）	三田市人権施策基本方針改訂素案について
31	2	21	三田市人権のまちづくり推進委員会（7）	答申案について
31	3	18	三田市人権のまちづくり推進委員会（8）	答申案について

### 人権施策基本方針改訂検討委員会

年	月	日	会議等	内容
29	8	24	三田市人権施策基本方針改訂検討委員会	三田市人権施策基本方針の見直しのあり方と見直しの方法について
30	3	23	三田市人権施策基本方針改訂検討委員会関係課長	分野別施策見直し1次案（同和問題、女性、子ども、外国人）策定
30	5	18	三田市人権施策基本方針改訂検討委員会関係課長	分野別施策見直し1次案（障害のある人、高齢者、性的マイノリティ、犯罪被害者）策定
30	11	30	三田市人権施策基本方針改訂検討委員会関係課長	三田市人権施策基本方針改訂素案の確認